

私立学校等学習者用端末購入費補助金について

日 時 令和8年6月9日（火）

場 所 岡谷鋼機名古屋公会堂

1 令和8年度私立高等学校等学習者用端末購入費補助金の手引き（第1版）

2 様式集

令和 8 年度私立高等学校等学習者用端末購入費補助金の手引き

1 補助事業の概要

(1) 対象の学校種（県認可に限る。）

県内の私立高等学校（全日制課程・通信制課程）、
中等教育学校後期課程及び専修学校高等課程

※注意点

・通信制課程に在籍の方は、県内に住所を有していることが必要です。

(2) 対象範囲

生徒 1 人 1 台の端末（ノートパソコン、タブレット等）について、私立
学校が保護者の端末購入等費用への負担軽減に取り組む場合の経費

- ・生徒（保護者）が新規に端末を購入（割賦購入、残価設定型分割払などを含む）したことが対象となります。
- ・原則、新入学生が対象となります。
- ・中高一貫校等で、中学から使用している場合でも、高校進学にあたり買い替える制度の場合は対象となります。

(3) 補助内容

要 件	補助対象経費上限	補助率
低所得世帯 （生活保護、住民税所得割非課税世帯）	10 万円	10/10
ひとり親世帯 （児童扶養手当受給）		3/4
多子世帯 （扶養する 23 歳未満の子が 3 人以上かつ 保護者全員の所得割額の合計が 264,500 円未満※に限る）		

※世帯年収の目安：約 600 万円

<補助額及び負担額の例>

例	端末価格 10 万円		端末価格 6 万円		端末価格 12 万円	
	補助額	自己負担	補助額	自己負担	補助額	自己負担
低所得世帯	全額	なし	全額	なし	10 万円	2 万円
ひとり親世帯	7.5 万円	2.5 万円	4.5 万円	1.5 万円	7.5 万円	4.5 万円
多子世帯 (所得制限あり)						

12万円の端末を購入した場合の補助イメージ (私立高校)



(4) 注意点

- ア 各校の負担軽減制度の確認のため、申請時には、「学習者用端末購入費負担軽減制度の写し（軽減対象者、軽減方法、金額、返金時期などを保護者に説明した文書等）を提出してください。
- イ 生徒（保護者）への補助金の支給等は、原則として、令和9年1月31日までに実施してください。
- ウ 本制度は、「学校が実施する、生徒（保護者）の負担軽減に係る経費」への学校助成制度です。保護者への助成制度としての学校代理受領ではないことにご留意ください。
- エ 生徒（保護者）各自が端末を購入した場合
 - ・生徒（保護者）の購入時の領収書等は入学決定後（高校進学決定後）から購入したものが対象になります。
 - ・学校から生徒（保護者）に対して、機種（複数指定可）及び購入方法等を記載した購入依頼文書等を申請時に添付してください。

- ・領収書等の内容は学校で確認していただき、学校保管となります。
 《生徒（保護者）の端末購入費用の確認方法》
 - ・生徒（保護者）が端末等購入時に、購入業者から発行されたレシート、領収書等で、購入した物品内容、日付、金額を確認してください。
 - ※学校で確認した領収書等の書類は、学校にて5年間保管してください。現地調査等において確認させていただきます。

オ 生徒（保護者）が学校経由（指定業者含）で購入等した場合

- ・学校が代理購入等（割賦購入、残価設定型分割払などを含む）し、その経費を全額生徒（保護者）から徴収する場合も該当します。
 ※生徒（保護者）の支払いが3年間の分割払いであっても、申請年度に、学校が3年分の費用を確認又は生徒へ総費用を明示し、当該金額の全部又は一部を集金しないことを文書等で周知するなど、3年間分の負担軽減をしている場合は3年分が対象となります。
- ・学校が端末を業者から購入等する場合、生徒（保護者）の領収書は必要ありません。申請時に学校と業者とで交わす契約書（注文書・請書のセットも可）及び納品書をご提出ください。

カ 確認方法

① 低所得世帯

- ・入学以降に発行された生活保護受給証明書（生業扶助）又は、入学年度における保護者全員の住民税課税証明書又は非課税証明書により、非課税であることを確認してください。

② ひとり親世帯

- ・入学現在の児童扶養手当の受給が確認できる、児童扶養手当証書の写し、児童扶養手当受給証明書又は児童扶養手当認定通知書の写しにより確認してください。

③ 多子世帯（扶養する23歳未満の子が3人以上かつ保護者全員の所得割額の合計が264,500円未満に限る。）

- ・住民票の写し又は扶養誓約書により、入学現在の保護者の扶養状況を確認してください。
- ・入学年度における保護者全員の住民税課税証明書により、「都道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額」の保護者全員の合算額が、264,500円未満であることを確認してください。

※学校で確認した課税証明書、住民票等の書類は、学校にて5年間保管してください。現地調査等において確認させていただきます。

(5) 補助対象となる経費項目

- ア 高校等の新生が授業及び学習用として使用するタブレット、パソコン等の各種端末機器で、高校等への入学・進学に際して新規に購入されたものの

- イ 各種端末機器の周辺機器（マウス、キーボード、タッチペン、モバイルバッテリー、ヘッドセット、端末カバーケース類、画面保護フィルム類等、授業で使用するもののうち、学校が指定・推奨するもの）
- ウ 端末機器購入時に設定した、端末本体の有償の保守・保証（補償）料（ただし、使用する生徒の高校在学期間中に限る。）

※生徒が退学等した場合

端末購入費や保証料が分割払いで、補助対象となった端末を使用していた生徒の退学等に伴う保証等の中止等により、退学以後の支払いが必要なくなる場合（補助対象経費がなくなる場合）、支払う必要がなくなった当該費用に対する補助金について、学校から県への返還が発生する場合があります。

※補助対象外となる経費

- ・ 高校への新入生ではない者が購入した場合
- ・ 複数の生徒が共用で利用する機器等
- ・ 予備用として購入するもの
- ・ 有償のソフトウェア・ライセンス
- ・ 消耗品（CD-R、USB メモリ）、プリント用紙、電源タップ・OA タップ・電源コード等）
- ・ 設定費（キッティング費用）、通信費、購入時に要した送料・振込手数料等
- ・ 国や他の自治体等から別途補助金が交付されているもの
- ・ その他本補助事業の目的に照らし適当と認められないもの

2 実施期間

- (1) 原則、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までに事業（生徒（保護者）への返金等）が完了するもの
- (2) 学校が負担軽減を行うにあたり、生徒（保護者）が提出する領収書等の日付が、令和 7 年度中であっても入学決定後（高校進学決定後）であれば、対象となります。
- (3) 令和 8 年度に購入等したものは、納品を原則 9 月 30 日（転入生は 12 月 31 日）までに終える必要があります。

3 申請受付期間

- (1) 申請期間①：令和 8 年 9 月頃（別途通知）
申請対象：令和 8 年度新入生
- (2) 申請期間②：令和 9 年 1 月頃（別途通知）
申請対象：令和 8 年 12 月までに転入した生徒

4 提出書類

- (1) 交付申請書一式
- (2) 生徒（保護者）への案内文書（端末機種、購入方法等がわかるもの）
- (3) 端末購入負担軽減制度の写し（軽減内容がわかるもの）
- (4) 特待生規程（端末購入費を減免する場合。軽減内容、金額がわかるもの）
- (5) その他
 - ・学校が端末を購入等する場合：契約書（写）、納品書（写）、請求書（写）、領収書（写）、保守・保証に係る書類
 - ・生徒が学校指定の業者から購入等する場合：購入額の内訳がわかる書類、保守・保証に係る書類

参 考 生徒（保護者）への案内文の例（各自で端末を購入した場合）

- ・ 軽減対象者、軽減方法、金額、返金時期などを保護者に説明した文書
- ・ 学校の負担軽減制度に合わせ、記載を変更してください。

(例)

令和 8 年〇月〇日

保護者各位

〇〇高等学校 〇〇〇〇

学習者用端末等の購入負担軽減について

本校では、愛知県が実施する私立高等学校等学習者用端末購入費補助金を活用することにより、本校指定の端末等の購入費用について、その一部を補助します。

つきましては、購入時の領収書等のご提出をお願いします。

1 提出物・提出先

領収書等（購入店舗、購入日、品名、金額のわかるもの）

※購入日は入学決定日以降が対象となります。

提出先：〇〇〇〇（領収書の裏面にクラス・氏名を記載してください）

提出期限：令和 8 年〇月〇日

2 補助対象物品

学習者用端末（〇〇〇〇〇）

付属品（〇〇〇〇）

3 補助内容

要 件	補助対象経費上限	補助率
生活保護、住民税所得割非課税世帯	10 万円	10/10
ひとり親世帯（児童扶養手当受給）		3/4
多子世帯（扶養する 23 歳未満の子が 3 人以上かつ保護者全員の所得割額の合計が 264,500 円未満）		

4 対象者への補助金交付方法

補助金額を、授業料引落口座へ振込みます。

補助金交付時期：令和 8 年〇月頃

5 留意事項

端末の購入に際して、他の補助金等を重複して受けることはできません。他の補助金等を受けている、又は受ける権利を有する場合は申し出てください。

参 考 実施要領の例

<ポイント>

- ・ 負担軽減等を行う対象となる生徒の明示
→ 新入生に限定すること
- ・ 学校が行う負担軽減等の金額
- ・ 学校への申請手続き
→ 生徒に所定の書類を提出させるとともに、生徒から提出された書類について、学校にて適正な審査を実施すること

〇〇学園高等学校 端末購入費負担軽減実施要領（例）

（趣旨）

第1条 この規程は、〇〇学園高等学校（以下「学校」という。）における一人1台端末の整備に向け、新入生の学習用各種端末機器（以下「機器」という。）の購入費用等に対し、一定の負担軽減（以下「負担軽減」という。）を行う場合について必要な事項を定める。

（負担軽減等の対象となる生徒）

第2条 負担軽減の対象となる生徒は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）学校に新たに入学又は転入した者
- （2）入学又は転入に際し、学校で使用する機器を新たに購入等した者
- （3）以下のいずれかに該当する者
 - ア 低所得世帯（生活保護、住民税所得割非課税世帯）
 - イ ひとり親世帯（児童扶養手当受給）
 - ウ 多子世帯（扶養する23歳未満の子が3人以上保護者全員の所得割額の合計が264,500円未満に限る。以下同じ。）

（負担軽減等の対象となる機器）

第3条 負担軽減等の対象となる機器は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）学校における学習等での利用を主な目的としたパソコン、タブレット等
- （2）（1）の使用に際し、通常必要とされる周辺機器等
- （3）（1）及び（2）について、学校への入学又は転入を理由として購入したこと

（学校が行う負担軽減等の額）

第4条 学校が行う負担軽減等の額は、次の各号に定めるものとする。

- （1）低所得世帯の場合
補助対象経費上限10万円
- （2）ひとり親世帯及び多子世帯

補助対象経費 10 万円を上限に、補助率 3/4 を乗じた額

(負担軽減等に係る生徒の申請手続き)

第 5 条 負担軽減等する生徒は、所定の申請様式に必要事項を記入し、かつ、本校が別途定める書類を添付の上、学校が定める期日までに提出しなければならない。

なお、申請は 1 回限りとし、期日を超過した場合はその権利を失う。

(負担軽減の決定及び実施)

第 6 条 学校は、前条に基づく申請に対して適正な審査を行った上で、学校の指定する方法により負担軽減等を遅滞なく実施するものとする。

(虚偽又は過失による申請)

第 7 条 生徒（保護者）が提出した申請書類等に虚偽又は過失があると認められる場合、学校は負担軽減等の決定を取り消すことができる。

2 前項に基づき、決定を取り消したとき既に負担軽減等を行っている場合、学校は生徒（保護者）に対し、当該給付額の返還を求めることができる。

参 考 年間スケジュール

- 9 月頃 学校→県へ申請（新入生分）
- 10 月頃 県審査期間
- 11 月頃 県→学校へ補助金交付（新入生分）
- 1 月頃 学校→県へ申請（転入生分）
- 2 月頃 県審査期間
- 3 月頃 県→学校へ補助金交付（転入生分）

様式第 1 号

整理番号	
------	--

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

法人所在地

法人名

(代表者職氏名)

令和 年度愛知県私立高等学校等学習者用端末購入費補助金交付申請書

保護者等負担の軽減を図るため、令和 年度愛知県私立高等学校等学習者用端末購入費補助金を下記のとおり交付して下さるよう、愛知県補助金交付規則第 3 条の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

補助金交付申請額

学校名	対象者数	申請額
	人	円
合計		

(添付書類)

- 1 補助事業計画 (様式第 2 号)
- 2 端末購入費負担軽減実施要領
- 3 特待生規程 (端末購入費を減免する場合) ※減額する内容、金額がわかるもの
- 4 補助事業申請者内訳書

様式第 2 号

学校名	
-----	--

- 1 補助事業計画
別添の端末購入費負担軽減実施要領により令和 年度に実施す
端末購入費用の一部を軽減する事業

- 2 事業額の積算

学種	区分	対象者数	端 末 購 入 費 負 担 軽 減 総 額	積算内訳 (軽減額×対象者数)
	低所得世帯	人	円	
	ひとり親世帯			
	多子世帯			
	合計			

様式第 3 号

整理番号	
------	--

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

法人所在地

法人名

(代表者職氏名)

令和 年度愛知県私立高等学校等学習者用端末購入費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 学振第 号で交付決定のありましたこの補助金について、当該補助金に係る事業を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

学校名	既交付決定額		増(△減) 交付申請額		変更後の交付申請額	
	対象者数	交付決定額	対象者数	交付決定額	対象者数	交付決定額
	人	円	人	円	人	円
合計	0	0	0	0	0	0

(添付書類)

- 1 事業の変更を必要とする理由書 (様式第 4 号のとおり)
- 2 補助事業変更計画書 (様式第 4 号のとおり)

様式第 4 号

学校名	
-----	--

1 事業の変更を必要とする理由

--

2 事業額の積算

区分		対象者数 (人)	端末購入費負担 軽減総額 (円)	積算内訳 (軽減額 × 対象者数)
変更前の事業計画	低所得世帯			別添事業計画書の詳細のとおり
	ひとり親世帯			
	多子世帯			
	計			
事業計画の増△減	低所得世帯			増減の生じた理由(具体的に)
	ひとり親世帯			
	多子世帯			
	計	0	0	
変更後の事業計画	低所得世帯	0	0	別添事業計画書の詳細のとおり
	ひとり親世帯	0	0	
	多子世帯	0	0	
	計	0	0	

(注)事業の変更のある学校についてのみ、学校別に作成すること。

様式第 5 号

整理番号	
------	--

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

法人所在地

法人名

(代表者職氏名)

令和 年度愛知県私立高等学校等学習者用端末購入費補助金実績報告書

令和 年度愛知県私立高等学校等学習者用端末購入費補助金に係る補助事業を完了しましたので、愛知県補助金等交付規則第 13 条の規定によって、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金精算書

学 校 名	交付決定額 (A)	精 算 額 (B)	概算払受領済額 (C)	差引△過不足額 (B) - (C)
	円	円	円	円
合 計				

2 事業実績書 (様式第 6 号のとおり)

3 補助事業に係る収支決算書 (様式第 7 号のとおり)

様式第 6 号

学校名	
-----	--

1 補助事業実績書

端末購入費用の一部を軽減する事業を令和 年 月 日

に実施

2 事業額の積算

区分	対象者数	端末購入費 負担軽減総額	積算内訳 (軽減額×対象者数)
低所得世帯	人	円	
ひとり親世帯	人	円	
多子世帯	人	円	
計	人	円	

様式第 7 号

法人名	
-----	--

補助事業に係る収支計算書

区分		学校名					計
事業額	端末購入費 負担軽減済額		円	円	円	円	円
財 源	県補助金 交付額	収入済額					
		未収入額					
		小計 (A)					
		設置者 負担額 (B)					
		合計 (A)+(B)					

(注) 事業額の端末購入費負担軽減済額と財源の合計は、必ず同額となること。